

保護者のみなさまへ

明治学院中学校
 明治学院東村山高等学校
 校長 大西 哲也

インフルエンザ・コロナウイルス感染症に伴う出席停止について

お子様がインフルエンザ・コロナウイルス感染症と診断された場合は、「学校保健安全法」により「出席停止」となります。医師より登校許可が出るまで、または下記の出席停止期間内は登校を控え、回復に努めてください。

医師より登校の許可がある、または規定の出席停止期間を終えて再登校させる時は「インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症出席停止期間届」に必要事項を記入していただき、医療機関の受診を証明するもの(領収証のコピー等)を添付し、再登校時に担任へ提出してください。出席停止期間は必ずお守りください。届が未提出、または不備がある場合は登校を許可することが出来ない場合があります。

※「[インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症出席停止期間届](#)」は学校ホームページからダウンロードできます。

《インフルエンザの場合》

発症日	発症後						
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
		<td></td> <td></td> <td></td>					
			<td></td> <td></td> <td></td>				

出席停止期間

発症した後 5日 を経過し、かつ解熱した後 2日 を経過するまで

《コロナウイルス感染症の場合》

発症日	発症後						
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

出席停止期間

発症した後 5日 を経過し、かつ症状が軽快後 1日 を経過するまで

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。